

宮城県告示第 448 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により県営新田・西福田地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第 6 項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和 7 年 7 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 令和 7 年 7 月 11 日から令和 7 年 8 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
 東松島市役所及び鳴瀬庁舎